

# 社会教育行政形成過程における内務省宗教家招待会 「三教会同」（1912年）の意味

—社会教育の範疇としての国民道徳・宗教・社会事業—

松岡 悠和

戦前の社会教育は、学校外における国民道徳普及ならびに社会事業における教育的対処という2つの政策課題から出発した。それらは文部省と内務省という異なる行政の所管であり、日露戦後には、まだ社会教育の独立した行政組織は存在しなかった。社会教育行政形成の端緒は、教育と宗教の関係をめぐる議論を通して開かれた。

1912年内務省の宗教家招待会「三教会同」開催に際して、社会教育における宗教利用の可否をめぐる論争が生じた。文部省・内務省の議論は、国民道徳と社会事業を社会教育の範疇として自覚させることとなり、行政組織化への基盤が整えられた。文部省は、社会事業方面を掌握しようとする動きを見せるとともに、従来の「通俗教育」行政を整備した。この展開は、戦前社会教育行政の歴史的本質として理解される「2つの集中現象」の先行形態にあたると考えられる。

## はじめに

本稿は、内務省が宗教家を社会教育に利用するためを開いた宗教家招待会「三教会同」と、それをめぐって交わされた議論に着目し、文部省において社会教育の範疇が自覚されていった経緯を考察する。日露戦後の社会教育政策は、教育勅語・戊申詔書に象徴される天皇制教育理念の普及ならびに感化救済・社会事業における教育的・精神的问题という2方面的課題への対応として出発した。社会教育は、文部省の国民道徳と内務省の社会事業において異なる意義をもって理解されたため、社会教育行政の形成にあたってその範疇を明確にする必要があった。内務省が社会事業及び社会教育において宗教利用論を具体化したところ、社会教育における教育と宗教の関係をめぐる論争となつた。結局は国民道徳及び社会事業にわたつて宗教との提携が容認されたが、これを契機に、社会教育における2つの範疇が自覚されることとなつた。以降、社会教育は文部省のもとに集中していく、社会教育行政形成の端緒が開かれる。

教育と宗教の関係は、日露戦後に国家神道体制が確立していく過程において重要な問

\*まつおかゆうわ（公共政策学研究科博士後期課程）

題であったが、同時に曖昧で多義的な「社会教育」を明確にする論点となつた。内務省・文部省及び知識人の社会教育観の相違を検討することで、宗教を媒介として自覚された、社会教育の範疇としての国民道徳・社会事業の位置づけが明らかになると考えられる。

## 1. 日露戦後の「社会教育」ならびに「教育と宗教」

戦前社会教育行政は、日露戦後の諸施策を原型として整備されていった。第一次世界大戦後の本格的組織化、すなわち文部省社会教育局設置（1929年）までの間には、文部省及び内務省の間での競合的役割分担の過程が存在した。この所管問題は、社会教育の多義性を原因とし、多義的かつ曖昧な社会教育の範疇を明確に定める過程で教育と宗教の関係が政策上の論点となつた。

社会教育史研究では、社会教育行政の特質として文部省・内務省間の所管問題について繰り返し指摘されている。古典的には、文部省内における学校行政からの独立ならびに内務省の社会行政からの独立という、「2つの集中現象」を示した橋口菊の研究が知られている<sup>1)</sup>。橋口が事例に挙げたのは1920年代の行政調査会であったが、姉崎洋一は、日露戦後を社会教育行政の体制的出発期と位置づけ、戦後経営を通して両省の機能が再調整されたと論じた<sup>2)</sup>。つまり、内務省は感化救済、自治民育に対して、文部省は国民道徳普及における学校教育の限界性から青年・成人教育に対して関心を持ち、それらが重なりながら社会教育政策を形成したとされる。このように社会教育行政の形成過程は、その多義性と再編成によって理解できるだろう。

明治政府は学制発布時から、公教育を宗教から分離させる方針を探っていた。1899年には、文部省が訓令第12号「一般ノ教育ヲシテ宗教外ニ特立セシムルノ件」をもって、学校教育における宗教教育禁止を明文化した。しかし日露戦後に国家神道体制が確立していくにつれ、教育と宗教の分離原則は揺らいでいった。政府は、神社を「非宗教」と位置づけることにより、国民道徳に敬神崇祖・皇室崇拜を組み込んでいった。さらに国民道徳の普及という国家的課題に対し、内務官僚の床次竹二郎は、全国の宗教家を社会教育の担い手にする構想を打ち出した。この宗教利用論は政府内外で議論を呼び、教育と宗教の関係を論点として内務省と文部省ならびに教育関係者、宗教界の間で、社会教育観の差異を浮き彫りにすることとなつた。

戦前の教育と宗教の関係を研究する鈴木美南子は、内務省における社会教育の必要性の認識から、床次が三教合同において宗教利用論を具体化したと論じた。しかし「文部省にはまだその〔社会教育の必要の〕認識はなく体制も整っていないかった」という鈴木の理解は、「通俗教育」という名で1911年から本格化していた文部省社会教育政策を過小評価し、内務省・文部省間で社会教育行政が並行していた構造を看過することになる<sup>3)</sup>。歴史学の山口輝臣は、知識人の社会教育観に着目し、その多義性が宗教利用論を契機に表出したことを指摘した。宗教学者の姉崎正治が、感化救済を中心とする社会教育を想定して宗教利用に賛同したのに対し、教育学者の吉田熊次は、国民道徳普及を目的とする社会教育を、学校教育と同様

に宗教から分離させるよう主張したのである<sup>4)</sup>。日本教育史の千田栄美は、山口の問題意識を引き継いで、宗教利用に対する文部官僚の態度を検討した。安直に宗教利用を企てる内務省と、天皇制教育理念の絶対性を擁護しようとする文部省の間には、社会教育を含む国民教育全体に対する「ベクトルの相違」ないし「認識のズレ」が存在したことを仮説的に示している<sup>5)</sup>。

内務省と文部省の間で並行していた社会教育政策は、宗教利用の可否を論点に対立し、社会教育の定義を明確にするとともに所管を再調整することとなった。1913年には、宗教行政の所管が内務省から文部省へ移ると同時に、文部省内で普通学務局第三課が社会教育部門として整備される。宗教を軸に社会事業と国民道德という2方面の範疇が、文部省の下で一つの社会教育行政を形成していく過程は、橋口の「集中現象」が先行的に表れたものではなかろうか。

## 2. 床次竹二郎の宗教利用論

### (1) 感化救済事業

日露戦後の日本は、「帝国主義諸列強に対峙しうる日本帝国にふさわしい財政的・経済的・社会的基盤」を必要とし、日露戦後經營と呼ばれる一連の諸施策によりそれらを地方町村レベルで創出することを目指した<sup>6)</sup>。社会教育のみならず学校教育、地方自治、社会事業、宗教等の政策が、家族主義天皇制国家の強化という目的のために一体となって進められた。内務省は、地方改良運動と感化救済事業によって日露戦後經營を主導したが、その中には宗教利用という特質とともに社会教育行政の原型が見いだされる。

内務官僚の床次竹二郎は、地方局長（1906～1911年）、内務次官（1911～1912年）を歴任し、日露戦後經營を進めた中心人物である（いずれも原敬内相の下での就任。後に原内閣で内相となる）。この時期の内務省社会教育政策は、床次の宗教利用論に沿って進展したといえる。その先駆が、1908年に始まる感化救済事業である。「人を能く教へ能く導きまして人の人たる道を履ましめ國家の良民たらしめんと力むる所の事業」<sup>7)</sup>として、感化救済には、不良少年や貧困者の対処だけでなく、国民一般を善導する「良民育成」の意味があり、地方改良運動と軌を一にして日露戦後經營の中心政策となつた。小川利夫は、教化を重視するそれらの性格から、感化救済と自治民育を「社会政策的あるいは社会事業的社会教育論の系譜」の起点に位置づけた<sup>8)</sup>。内務省社会教育政策は、このような日露戦後經營の一環として始まり、国策を地方末端まで遂行させるために、宗教家を担い手にする方針がとられた。

1908年の内務省主催第1回感化救済事業講習会は、宗教家を国策に組み入れようとする方針が明確に打ち出された点で、重要な意味を持つ。山本啓太郎が発見した参加者名簿によれば、全参加者343人のうち81人は宗教家であり、感化救済事業を進める内務省が宗教家にかけた期待が窺える<sup>9)</sup>。開会式で地方局長の床次は、「多数の宗教家諸君が加はられましたことは、私の最も満足するところ」と歓迎の意を表した<sup>10)</sup>。終了式でも、「宗

教家が多数来会せられた」ことを紹介し、「感化救済の事業は宗教家の尽力に待つことか少なくありませぬ」と期待を述べた<sup>11)</sup>。政府は第2回以降の講習会でも宗教家の出席及び講演を要請しており、また第2回講習会における宗教家の講演は、『宗教家と救済事業』という冊子にまとめられた。その主たる内容は、国民に対する精神面の教化の重要性や、宗教家が社会改良としての「社会教育」の担い手になることを主張するものであった<sup>12)</sup>。

帝国主義、資本主義の諸矛盾がもたらす社会問題に対して、政府は財政的援助ではなく、精神面への教化によって対処する方針をとった。このような内務省の社会事業方針は社会教育の政策的必要を生み出したが、実際に民衆の内面へ働きかける仕事は、宗教家を動員して行おうとしたのである。床次は自著で、地方自治を円滑に進める手段として社会教育を位置づけ、「力を用ひずして仕事をやつて行く方法」だと考えていた<sup>13)</sup>。また別の著書では、「社会の進運を盛んにしやうと期するには、独り学校内の教育ばかりでなく」社会教育が極めて重要であることを指摘した<sup>14)</sup>。

## (2) 内務省宗教家招待会「三教会同」の構想

日露戦後における国家課題は、社会事業ともう一つ、教育勅語、戊申詔書に基づく国民道徳を浸透させることであった。大逆事件が象徴する思想「悪化」への対応を迫られ、文部省は「通俗教育」という名で、成人に対する社会教育政策を進めていた。しかし内務次官となった床次は、文部省の行う学校教育及び通俗教育の德育効果を疑問視した。自ら実効的な社会教育を模索し、宗教利用論を感化救済事業から継承することとした。

宗教を社会風教・道徳の改善に利用する方針は、日露戦後経営の初期から、感化救済、地方改良事業に見られたが、それはあくまで社会事業に属するものだった。しかし床次は、国民道徳に関わる範囲の社会教育を、宗教家に直接的に遂行させる構想を打ち出す。それが1912年の三教会同である。「三教」とは、仏教、教派神道、キリスト教のことを指し、それぞれの各宗派・教派の代表者と政府当局者が文字通り一堂に会する集会を企画した。仏教・教派神道・キリスト教の宗教家たちが、2月25日から28日にかけて3つの集会に参加した（表1）。三教会同というとき、狭義には25日の集会を指すが、広義にはこの三教協議会、教育家宗教家懇談会を合わせた期間を呼び、あるいはその前後の論争まで含めて意味することもある。

表1 三教会同（1912年）の概略

日付	内容
2月25日	三教会同（華族会館） 床次の発案により、宗教局長に招待された宗教家71人及び政府閣僚・官僚が出席。原の挨拶の後、晚餐会。
2月26日	三教協議会（華族会館） 宗教家らの自主的企画。三教の案文を代表委員が取りまとめ、全体決議案として可決。その後、床次の挨拶。
2月28日	教育家宗教家懇談会（上野精養軒） 井上哲次郎、姉崎正治らの発起。200人以上が集まり、発起人井上、三教代表者、教育家代表者が演説。

(筆者作成)

三教合同における宗教利用論は、国民道徳の普及・浸透をより効果的にする意図の下、宗教家を社会教育に従事させる方針だった。床次は宗教による国民道徳振興の方針を明確にした。しかし感化救済における宗教利用と異なり、国民道徳と宗教利用の接続は文部省の従来の教育政策に抵触するとされ、天皇制教育理念との整合性が問われた。

床次の三教合同構想は、1911年の11月頃から政府内部の具体的計画として進められていたが、1912年1月12日の『万朝報』を発端に世論に漏れると、間もなく教育界、宗教界を巻き込む論争を引き起こした。特に新聞を中心とする世論は、宗教利用である、宗教の統一・合同である、という批判を加えた。床次は同月中に2つの「私見」を表明し、批判への弁明とともに三教合同の理念と具体的構想を公表した。

床次が1月17日に公表した「私見1」は、「宗教利用の弁明」として翌日の『万朝報』に伝えられた。「宗教と国家との結合を図り、宗教をして更に権威あらしめ、国民一般に宗教を重んずるの気風を興す」、「各宗教家の接近を益密ならしめ、以て時代の進運扶助す可き一勢力」にするという2点を明確にしたが、しかし「国家と宗教との結付けを、殊に切要する」という床次の「弁明」は、かえって宗教の道具的利用と見なされた<sup>15)</sup>。社会事業における宗教利用論を、そのまま国民道徳に持ち込むという床次の甘い見通しに対し、批判はより勢いを増した。その主な論点は、政教分離原則を持ち出し、政府が宗教の自由を侵害しかねないというもの、キリスト教を想定し、そもそも宗教は非国家主義的性質を持つため国家と結合し得ないというもの、教育勅語の絶対的権威を引き合いに出し、宗教の助力は不要であるというもの、今日の宗教家は頽廕堕落しており役に立たないというものがあった。以上の批判に対し床次は、「多くは其真意を誤解したる」といい、1月30日の教育談話会で7項目にわたる「私見2」を発表した。その要点は、宗教に「本分」を尽くしてもらうにすぎないのであって、「各宗教の本義を各發揮して、国家社会の為めに尽力せんことを望」み、キリスト教も例外なく「誘導して同じく尊王愛國の精神に帰趣せしむる」という主旨だった<sup>16)</sup>。

### (3) 「皇運扶翼」決議の意味

床次は世論や学界の批判を押し切って、1912年2月末に三教合同を実施した。2月25日、東京日比谷の華族会館に集まつたのは、宗教家71人（仏教55派中51人、教派神道13人、キリスト教7人）で、不参加は大谷派をはじめとする浄土真宗系4派のみだった。内務省からは大臣、次官、宗教局長、地方局長、警保局長、神社局長、衛生局長、参事官、秘書官3人、書記官が出席し、他に政府から海軍大臣、司法大臣、通信大臣、海軍次官、陸軍省副官、司法次官、文部次官、普通学務局長、通信次官が出席した。内相原敬は席上の挨拶で、宗教家が「従来人心を指導し風教を振興」してきたことに対する感謝と、「精神界の健全なる発達を図り、社会状態の改善をなすこと」への期待を述べ、「国家のために尽力せられんことを望む」と締めくくった<sup>17)</sup>。規模の大きさに反して、原の挨拶と食事会のみで解散するという、簡素な集会だったが、それはあまりにも世論の「誤解」が大きいこと、また宗教家間の対立を避けるために、主催者は意図的に原以外の発言機会を作らな

かつたのである<sup>18)</sup>。

しかし宗教家の側には、むしろ積極的に自らの有用性を政府と社会に示そうという意欲があった。自主的な会合という名目で、宗教家の決議を作るための「三教協議会」を、翌26日に開くことが決められた。25日夜から26日午前にかけて、仏教、教派神道、キリスト教は別々に集まり、それぞれの決議案を検討した。26日の三教協議会に、三教の決議案が持ち寄られ、仏教代表の弘津説三、教派神道代表の佐藤範雄、キリスト教代表の本多庸一が委員となり統一案を作成した。その後、教派神道実行教の柴田礼一を座長に全体協議会が開かれ、次のような決議を採択した。前文で、「国民道徳の振興、社会風教の改善のために政治宗教教育の三者」を協力させようという政府当局者の意思が、宗教家の主張と合致するものであると述べ、決議本文で「各々教義を發揮し、皇運を扶翼し益々国民道徳の振興を図る」、「当局者が宗教を尊重し、政治宗教及教育の間を融和し国運の伸張に資せられんことを望む」という2項目を表明した<sup>19)</sup>。当初、天皇制理念と宗教教義の排他的対立可能性が指摘されていたが、キリスト教を含む宗教家すべては、天皇制理念としての国民道徳に従属奉仕することを自主的に決議した。世俗的価値観を超えた価値体系を有するという宗教の本来的な性質は後景に退き、皇運扶翼と国民道徳振興こそが宗教の本分であるという共通理解が形成されていた。

その後、前日の三教会同を企画した床次が登場し、「個人の資格で」と断った上で、三教協議会決議に感想を述べた。世論の反対にもかかわらず、宗教家が床次の意志に沿った決議を下したことに対する感謝を表明した。さらに社会事業での働きを希望し、「今我々政治の方では、青年会、地方改良、感化救済事業、矯風会等、現代の状情に照らして舵をとりつゝありますが、此の際諸君も亦、我々の考へに同情して、精神界より全じ潮流に棹さしてやつて貰ひたい」と述べた<sup>20)</sup>。

28日には、井上哲次郎、姉崎正治、中島力造ら21人の発起者により「教育家宗教家懇談会」が開かれた。参加者は、三教会同に招待された宗教家に加え、その他的一般宗教家、教育家、学者、新聞記者等200人を超えた。仏教、教派神道、キリスト教それぞれの代表者の演説がなされたが、その主意は「教育家と宗教家は今後益々相倚り相扶けて国家社会の為めに尽瘁せんことを望む」という土宜法龍（真言宗御室派）の言の通り、教育家と宗教家の協力関係及び国家への貢献を強調するものであった。これは教育との提携というよりむしろ「教育の及ぼざる点に対して」宗教が活動するという補完関係を意味した<sup>21)</sup>。また、実際の議論・決議はなされなかつたが、姉崎正治により「教育ト宗教トノ関係ニ関スル宣言案」が回覧された。その中では、宗教家が「義務教育ヲ終リタル多数ノ国民一般并ニ軍隊工場鉄道郵便等ノ団体」に対する感化救済を行うことへの期待が表され、さらに宗教家に対して「皇室ノ威徳ヲ翼賛シ徳教ノ権威ヲ發揚シ社会救済ノ任務ヲ全ウスル」ことを求めた<sup>22)</sup>。

三教協議会の決議書は、29日に内務大臣原に提出された。同日に床次の「私見」をまとめた冊子とともに、英國大蔵大臣ロイド・ジョージの演説記録冊子『社会ノ病弊ト教会』が配布された。1911年12月29日に行われた演説で、宗教家が社会改良に貢献することを賞賛する内容だった。床次は当初、国民道徳振興を一義的目的としていたことから転じ、

社会事業も同列に述べるようになった。社会教育の範疇を、国民道徳から社会事業まで含むものと規定することで、国民道徳の立場からの批判をかわすとともに、宗教利用をより実効的にしようとしたと考えられる。

### 3. 「社会教育」の意義と範囲

#### (1) 文部省における社会教育定義の動搖 —— 田所美治と福原鐸二郎の見解から

三教合同の計画は、社会教育領域で教育と宗教の関係をどのように規定するかという問題を引き起こし、文部省は社会教育の定義の問い合わせを求められた。文部次官福原鐸二郎と普通学務局長田所美治は社会教育当局者としてこの課題に直面し、それぞれの社会教育観の差異を顕わにした。福原は1893年に内務省社寺局で神社課長を務めた後、1896年から地方の警部長となり、1899年から欧州留学という内務官僚の王道コースを辿った。1901年に文部官僚として復職し、1911年に文部次官となっていた。一方田所は、1896年から内務省の参事官として地方に勤めたが、1911年には文部省の普通学務局長として通俗教育調査委員会の幹事を務め、文部省社会教育政策を中心的に進める立場であった。

2月25日の三教合同当日には、福原、田所とも出席していたが、開催に至るまでの宗教利用論に対する文部省の態度は複雑なものだった。千田は、それが当初は不一致であったが、関与を否定するだけの消極的態度から、天皇制教育理念との関係における矛盾を根拠に次第に趣旨そのものを否定する積極的批判に推移したと論じている<sup>23)</sup>。しかし両者の見解の相違は、むしろ社会教育の範疇を論点とするものであった。

1月17日に床次の「私見1」が発表され、文部省から真っ先に反応したのが田所だった。1月19日の新聞が報じたところによれば、田所は「教育上国民道徳の基礎は神に非らず佛に非ず耶に非ず牢として抜くべからざる教育勅語」があるため、「文部は宗教と相提携し行くの必要を毫も認め」ないと、三教合同に明確な反対姿勢を見せた<sup>24)</sup>。田所を中心進められてきた通俗教育の方針は、社会教育を各地域の教育会や青年団に委ねるものだった。それ故に、教育の土台は揺るぎない教育勅語になければならなかった。教育問題をめぐって「一学校の規律が立たないで一地方の風紀がよくなる筈はない。一地方の風紀が立たないで、一国の民風が興ることは到底望まれない」と述べる田所にとっては、地方末端における教育の理念が「一国の民風」にまで影響を及ぼすのであれば、その実践場面で宗教のように教育勅語以外の論理が入り込む余地を排除することが重要だった<sup>25)</sup>。

翌20日、文部省は公式に、三教合同に対する態度を明らかにした。「我国の道徳教育の基礎は教育勅語に存し我国の教育は宗教以外に独立する」のであり、そもそも「宗教教育合同の計画等に付きては、我々の毫も関知せざる」と述べた。この見解は、文部省が「過日来数回の密議を累ねたる結果、廿日福原文部次官の名義を以て」発表したものだとされる<sup>26)</sup>。しかし、その見解が「文部省は反対」(『都新聞』1912年1月21日)等の見出しとともに報じられると、福原はすぐさま、それは「誤解若くは曲解」であると訂正した。「関知せざる」と述べたのは、単に「宗教と教育とは一国の行政上自ずから其立場を異に」す

るため当然であり、「此点より二者の評格を見るべき」ではないと明言した<sup>27)</sup>。福原はさらに三教会展が目的とする「宗教上の教育感化は社会的事業に属する」として、文部省の教育行政とは異なる方針をとる内務省の社会教育を容認する立場を示した<sup>28)</sup>。1月23日の記事で福原は、「進んで之〔三教会展〕が成功を希望する」と明言した。「今回の企画たるや其精神に於て世間何人も之に向つて異存あるべき筈なく」、これが成功すれば「社会風教の上に裨益」するところは大きい、宗教を「国民道徳の涵養上に資する処あらしめ」る好機になると考えていた<sup>29)</sup>。

1月31日には衆議院予算委員会で、文部省に対し、三教会展を通して「德育ニ関スル補助ノ教育ヲ学校以外ニ生徒ニ対シテ、ヤハリ獎メルト云フ御方針」になるかどうかが問われた。答弁したのは福原で、文部省の政策にある通俗教育について、その目的は「学校教育ノ効果ヲ鞏固ニスル」ことであり、「学校ノ内外ニ於テ同一ノ目的ニ向ッテ教育ヲ施ス」ことが有益だと説明した<sup>30)</sup>。2月14日には、1月30日の教育談話会をより拡大した「第2回宗教教育懇話会」が開かれた。2月16日の新聞は、教育家、特に文部省が厳しい態度をとつて「福原田所二氏も亦列席を拒絶」したと報じた<sup>31)</sup>。しかし福原は「議会の都合上にて出席能はざりしが敢て床次氏の宗教問題に就て反対したる訳には非ず」と釈明し、個人的に賛意を明らかにした<sup>32)</sup>。2月28日には貴族院予算委員会で、三教会展に対する文部省の態度が再び問われた。三教会展が「国民道徳ニドウ影響ガ有ルカ、教育ノ上ニドウ云フ影響ガ有ルカ無イカ」という質問に対し、福原は実際の趣旨に全面的賛同を示す答弁を行つた。「宗教家ガ共々ニ世道人心ヲ善クシテ行ク」という内務省の意図は「其通りニ善クナルコトヲ無論文部省トシテハ希望シテ宜シイ」、「宗教家ガ各々能事ヲ尽シテ、ソレニ依ッテ国民道徳ヲ発展セシメル」こと自体は歓迎するという態度を明らかにした<sup>33)</sup>。

田所は、教育勅語の絶対的権威を擁護して宗教利用に反対したが、その態度は、社会教育を含めた文部省教育行政の独立性を根拠とするものであった。また、社会教育においても国民道徳振興が重要な政策課題であるという自覚を促し、社会教育全体に対する文部省の発言力を強めた。一方で福原が、神社行政・警察行政の経験を基に、社会事業的発想から社会教育を捉えたことは想像に難くない。その見解は、床次も同意するところであり、文部省の正式見解として採用された。内務省の進める社会教育は、社会事業、社会改良に属する領域だと理解された。また、国民道徳振興は文部省が主導しているが、内務省や宗教がそれらに益する活動を行えば、国家の上にも良いことだとして容認されたが、このような姿勢は社会教育定義の動搖の表れであったともいえる。

## (2) 宗教との提携を認める範囲——姉崎正治と吉田熊次の論争から

田所と福原の見解に象徴されるように、三教会展に対する各界の態度の差は、社会教育における社会事業と国民道徳という2方面への関心の違いとして表れた。山口輝臣は、宗教学者姉崎正治と教育学者吉田熊次の三教会展問題に関する理論的対立を克明にした<sup>34)</sup>。姉崎は、三教会展の主催者を擁護するとともに、教育家宗教家懇談会開催に中心的な役割を果たした。吉田は、反対派の先峰に立ち、床次の企画を「大胆なる独断」だと批判した。

この2人の議論を再検討することで、社会教育の範囲をめぐる論争の理論的決着が具体的に見えると考えられる。

2人はそれぞれ、姉崎『宗教と教育』、吉田『我が国民道徳と宗教との関係』で意見を表明した。姉崎は、社会教育への宗教利用に賛成したが、その理由は第1に、社会事業方面における宗教の実績であった。「監獄教誨、軍隊布教、従軍布教など、政府は従来宗教の活動を許すのみならず、又それを懇望した事もある」ように、既に政府が宗教の感化力を利用してきたことの延長だという。第2に、文部省の政策のみでは国民道徳振興が不十分だという。学校教員が指導する青年会や、補習教育の義務化が実際に行われているのは「一小部分」に過ぎず、「現在の社会は、学校の教育以外に実に徳教感化の必要にせまられている」と述べる。さらに「宗教的感化は事実一般社会には実力として存在」することから、第3に「教育の及ばぬ下層社会」や「地方農民の間」では宗教の感化が必要されていると指摘した。特に「工場、鉄道、郵便、鉱山」などは「社会的若くは精神的教育の必要」がある<sup>35)</sup>。姉崎は、宗教家に期待する教化の対象を、社会事業の対象でもあった「下層階級」とすることで、宗教家の実績を活かすとともに、従来の学校教育及び通俗教育の欠陥を補う必要を強調したのである。

吉田の説明した社会教育の範囲は、社会事業に加えて図書館、博物館、幻灯、講演などの通俗教育や、青年会なども含むものだった。学校教育も社会教育も「健全なる国民を養成する」という目的は同じであるが故に、「主義に於て二つであることを許さぬ」という。その結論は、「学校教育と宗教とが分離するを当然とするが如く、通俗教育と宗教とも分離するが当然」ということになる<sup>36)</sup>。もちろん、宗教が学校教育の德育を補完するという三教会同の趣旨は、認められるものではなかった。文部省の吉田所が三教会同に明確に反対したが、その主張は吉田のこのような社会教育理解に支えられていたといえる。

しかし吉田は、社会教育における宗教導入を全面的に否定した訳でもなかった。国民道徳に関わる「主要なる社会教育」は宗教と分離して教育家の手によらなければならないが、「或種類の社会教育は宗教家の活動範囲に属す可き」だと認めた。社会矛盾が生んだ「助けを得ざる真に憐れむべき不幸の者」や「頼る辺のなき罪人など」を救済する宗教的活動、あるいは「社会の人心に精神的慰安を与」えて「社会の文化を健全ならしめる」ことは確かに重要だと述べる。「漫然と社会教育と宗教とを混同」するのは混乱を生むけれども、監獄布教、感化院、鉄道布教も社会教育の一部であり、社会事業という限定的範囲では宗教家の従事を歓迎した<sup>37)</sup>。

両者の対立は、「社会教育」という語の指示す活動範囲が論点になっていた。この点では、三教会同に賛同していた姉崎も、宗教利用の主たる範囲を感化救済、社会事業だと想定しており、吉田の見解と全く相反する訳ではなかった。むしろこの論争から、曖昧に理解されてきた「社会教育」には、国民道徳と社会事業という異なる2領域が混在していると社会的に認識された。行政機構における社会教育独自領域の必要から、国民道徳と社会事業はそれぞれ社会教育の範疇として捉えられるとともに、行政上の集中・独立に向かっていく。

## 4. 社会教育行政における国民道徳と社会事業

日露戦後経営を通して、政府は宗教を国家と民衆を媒介する中間的立場に位置づけ、社会教育の担い手に仕向けてきた。当初は、社会事業における下層階級の受け皿という役割だったが、三教会同を経てさらに、天皇制理念を普及し精神面での国民統合を進める主体の役割が宗教に付されることとなった。

床次は、多義的な「社会教育」という言葉を用いて、教育と宗教の分離原則から除外されると弁明したが、三教会同には感化救済事業と決定的に異なる点があった。感化救済は、確かに天皇制国家での国民統合という大きな枠組みの中にあるが、その主眼は社会事業を通して民衆の生活上の困難に対応することにあり、精神面の教化もこの文脈に位置づけられた。しかし三教会同における床次の構想は、天皇制理念の注入を直接の目的としており、学校教育における教師と同じように、社会教育における宗教家をして国民道徳の普及に当たらせようとしたのである。三教協議会において宗教家が自主的に、国家神道体制の下に自らを位置づけ、「皇運扶翼」に努めることを決議するに至ったことで、政府は宗教に対して直接の支配や統制を加えることなく、宗教側から天皇制理念への従属を宣言させることに成功し、国民道徳振興における宗教利用の矛盾を巧妙に回避した。これは宗教側にとつては、国民道徳の範疇での社会教育を容認される根拠となつたが、文部省にとつても宗教利用を可能とする論理になった。

1913年に、行政整理によって内務省宗教局が廃止されるとともに文部省宗教局が設置された。これを契機に文部省は、国民道徳に加え社会事業をも社会教育の範疇として掌握しようとした。文部省宗教局は、宗教の担う社会教育の実態を把握するため、宗教団体への調査を行った。1913年10月23日の「発宗三三号」によって、各宗教団体、宗教家の行う「感化救済矯風教育其他公益ニ関スル各種事業」を照会している<sup>38)</sup>。この調査は、仏教、教派神道の各教宗派に宛てられるとともに、県知事宛てに「神仏道以外の宗教」すなわちキリスト教の活動を照会した（キリスト教は依然として「黙許」状態だった）<sup>39)</sup>。また、新たに文部大臣となった奥田義人は、1913年に三教会同さながらの宗教家招待会を計画し、その挨拶で感化救済事業への従事を奨励した<sup>40)</sup>。文部省は宗教を媒介に、社会事業方面の社会教育をも掌中に収めようと動き出したのである。

同時に、文部省内で社会教育行政機構の整備が進められた。1913年の行政整理により、文部省では通俗教育調査委員会及び図書局の廃止とともに、両者の機能が普通学務局第三課に集中した。新聞でも「普通学務局の拡張」（『読売新聞』1913年5月29日）と伝えられ、福原は「〔通俗教育調査〕委員会ヲ止メマシテ全ク通俗教育ノ仕事ハ文部省ニ於テ直接ニ行フ」方針を表明した<sup>41)</sup>。第三課には、図書館・博物館、通俗教育、教育会という社会教育行政の基盤が集中し、教育行政のなかでの相対的独立の兆しが表れた。

社会教育の範疇としての社会事業は、当初内務省の宗教利用論と軌を一にして進められた。三教会同はそれを国民道徳に従属させる結果をもたらし、宗教局移管によって文部行政の抱えるところとなつた。またその意味で、国民道徳はその権威を高め、国家神道体制

の基盤を整えるとともに、文部省で独自の社会教育行政を必要とした。橋口は、社会教育行政組織化の歴史的本質面として、内務省から文部省への集中・独立と、文部省内における集中・独立の「2つの集中現象」が存在すると指摘した<sup>42)</sup>。三教合同と一連の論争が、社会教育の範疇としての社会事業と国民道徳の自覚をもたらし、社会教育行政形成の端緒を開いたのではなかろうか。

## おわりに

1912年の三教合同は、日露戦後経営の最終段階において、社会教育の範疇を明確にするという意味があった。社会事業において宗教利用論を展開した内務省が、その方針で国民道徳にまで進出しようとしたとき、国家・教育・宗教の関係をめぐって、一般・社会行政に還元できない教育行政としての社会教育の独自性が自覚された。宗教は、国民道徳振興を自らの「本分」として受け入れ、内務省だけでなく文部省にとっても利用可能な存在となった。内務省が国民道徳への進出を目論んだことにより、結果として文部省は、宗教を媒介として社会事業へ接近することも可能となった。以上の経緯から、宗教もまた社会教育の範疇として理解されるのであれば、翌1913年の宗教局文部省移管は、普通学務局第三課の整備と合わせて「2つの集中現象」の先行形態だと理解できまい。

一連の政策過程と行政整理は、社会教育行政形成過程の端緒に過ぎないが、そこから導かれた国民道徳と社会事業という社会教育の範疇の自覚は、後の社会教育行政組織化へ継承されていく。大戦間期に社会教育行政の本格的な再編・整備が進む。臨時教育会議を経て文部省に普通学務局第四課（1919年。1924年に社会教育課）が置かれると、乗杉嘉寿や川本宇之介によって社会教育論の体系化が図られ、国民道徳と社会事業が文部省社会教育行政の範疇として積極的に位置づけられていく<sup>43)</sup>。その後、行政調査会の「権限論争」における感化救済、教化団体等の所管要求と、その結果としての文部省社会教育局設置（1929年）に至る。

大戦間期の社会教育行政の経過における宗教の位置づけは、今後解明していく課題となる。宗教局の文部省移管後においても、依然として内務省及び床次による宗教利用論が少なからざる影響をもたらしており、社会教育行政の歴史における連続性と時代的特質を把握する上で重要な論点になると思われる。

## 付記

本稿は、令和元年度植田安也子学術振興基金大学院生等研究奨励事業による研究成果である。資料閲覧にあたって、金光教教学研究所及び金光教芸備教会に格段の便宜を図っていただいた。

＜註＞

- 1) 橋口菊「国民教育の再編成と社会教育行政確立に関する一考察」『教育学研究』第27巻第3号、1960年、32～41頁。
- 2) 姉崎洋一「社会教育行政の歴史と思想」小川利夫編『社会教育の法と行政』講座現代社会教育IV、亜紀書房、1987年、138～141頁。
- 3) 鈴木美南子「近代日本における宗教と教育の関係（上）——一九〇〇年—一九二五年を中心として—」『フェリス女学院大学紀要』第14号、1979年、27～60頁。
- 4) 山口輝臣「明治末年の宗教と教育—三教会同をめぐって—」『東京大学史紀要』第14号、1996年、1～17頁。
- 5) 千田栄美「三教会同と天皇制教育」『日本教育史研究』第22巻、2003年、1～35頁。
- 6) 宮地正人『日露戦後政治史の研究』東京大学出版会、1973年、19頁。
- 7) 内務省地方局編『感化救済事業講演集』上、1909年、1頁。
- 8) 『日本近代教育百年史』第7巻、国立教育研究所、1974年、760～761頁。
- 9) 山本啓太郎「日本における福祉専門職教育の原点—感化救済事業講習会—」『大阪体育大学健康福祉学部研究紀要』第5巻、2008年、41～59頁。
- 10) 前掲『感化救済事業講演集』上、12頁。
- 11) 内務省地方局編『感化救済事業講演集』下、1909年、4頁。
- 12) 内務省地方局編『宗教家と救済事業』1911年。
- 13) 床次竹二郎『地方自治及振興策』実業之日本社、1912年、53頁。
- 14) 床次竹二郎『歐米小感』至誠堂書店、1910年、147頁。
- 15) 「宗教利用の弁明」『万朝報』1912年1月18日。
- 16) 「宗教家会同問題の研究会」『内外教育評論』第6巻第3号、1912年、65～68頁。
- 17) 前田蓮山編『床次竹二郎伝』床次竹二郎伝記刊行会、1939年、267頁。
- 18) 原や床次と親交のあった佐藤範雄は、三教会同の様子を次のように述べている。「それ〔原の挨拶〕がすむと直ぐ食堂に移り其間実に間髪を入れずと申しますが実は入れさせずで誰一人口を出しても仕方のないことになるから其儘食堂に移つたので其間当局の用意周到なること察するに余りあつたのであります」。佐藤範雄講演記録「三教会同状況の報告」1912年3月2日（金光教芸備教会所蔵・神徳書院資料）。
- 19) 前田編、前掲書、269頁。
- 20) 同上、273頁。
- 21) 「附録」佐藤範雄『三教会同と将来の宗教』1912年、12～13頁。
- 22) 佐藤、前掲「三教会同状況の報告」。
- 23) 千田、前掲論文。
- 24) 「三教利用と文部」『朝刊やまと新聞』1912年1月19日。
- 25) 田所美治「最近に感じ得たる三問題」『斯民』第7編第4号、中央報徳会、1912年、53頁。
- 26) 「文部は結局反対」『万朝報』1912年1月21日。
- 27) 「文部省と宗教」『都新聞』1912年1月22日。

- 28) 「三教合同と教育」『読売新聞』1912年1月22日。
- 29) 「宗教合同と文部」『朝刊中央新聞』1912年1月23日。
- 30) 「第二十八回帝国議会衆議院予算委員第一分科（外務省、司法省及文部省所管）会議録（速記）第二回」1912年1月31日、16～17頁。
- 31) 「文部省の反感」『万朝報』1912年2月16日。
- 32) 「教育家と三教合同」『朝刊やまと新聞』1912年2月18日。
- 33) 「第二十八回帝国議会貴族院予算委員第三分科会（内務省文部省）議事速記録第五号」1912年2月28日、59頁。
- 34) 山口、前掲論文。
- 35) 姉崎正治『宗教と教育』博文館、1912年、560～567頁。なお引用箇所の初出は、姉崎正治「三教合同の性質及び事業」『日本及日本人』第576号、1912年。
- 36) 吉田熊次『我が国民道德と宗教との関係』敬文館書房、1912年、27～29頁。
- 37) 同上、38～43頁。
- 38) 「感化救済矯風教育等ニ関シ宗教局ノ照会ニ対スル回答ノ件」（金光教教学研究所所蔵資料：教団史資料大正期88-97）。
- 39) 「神仏道以外ノ宗教ニ属スル教会所其ノ他ニ於ケル経営事業ノ件宗教局長へ回報」1913年12月22日（「キリスト教会の公益事業調」『新編埼玉県史資料編』25、埼玉県、1984年、710～715頁）。
- 40) 「奥田文相の挨拶」『道の友』第264号、1913年、59頁。1913年7月4日の「第二回三教合同」開催予定が延期され、11月1～4日に「三教」別に招待された。
- 41) 「第三十一回帝国議会貴族院予算委員会第三分科会（内務省（各特別会計ヲ除ク）、文部省）議事速記録第四号」1914年3月2日、48頁。
- 42) 橋口、前掲論文。
- 43) 松田武雄『近代日本社会教育の成立』九州大学出版会、2004年。

#### ＜参考文献＞

江島尚俊「どのように文部省は宗教行政を掌握したのか」『宗教研究』第92巻第3輯、2018年、1～24頁。

倉内史郎『明治末期社会教育観の研究—通俗教育調査委員会成立期—』講談社、1961年。

土肥昭夫「三教合同—政治・教育・宗教との関連において—（一）」『キリスト教社会問題研究』第11号、1967年、90～115頁、「同（二）」『同』第14・15号、1969年、72～93頁。

藤本頼生『神道と社会事業の近代史』弘文堂、2009年。

前川理子『近代日本の宗教論と国家 宗教学の思想と国民教育の交錯』東京大学出版会、2015年。

山口輝臣『明治国家と宗教』東京大学出版会、1999年。